港湾用語の基礎知識

港湾EDI

港湾EDIシステムとは

港湾関連手続においては、入港前、入港時、移動時 (前)、出港時(前) それぞれの段階において求められ る手続が存在するなど、多種多様な手続が必要です。

港湾EDIシステムとは、入出港届や係留施設使用届等の港湾関連の申請や届出等の行政手続を電子的に処理するため、国土交通省港湾局が中心となって、港湾管理者・海上保安庁等と協力して平成11年10月に開発したシステムです。

港湾EDIシステム開発前までは、船会社、船舶代理 店等では、複数の行政機関毎に類似書類作成が必要で、 さらに紙・FAXで別々の窓口へ資料の提出が求められ る等多くの労力が生じていました。港湾EDIシステム

係留施設使用許可申請書【港湾管理者】

による手続開始後は、一度の入力・送信で複数の行政 機関に対して同時に手続を行うことが可能となり、ま たインターネットからいつでもどこでも申請が可能に なったことによって、業務の大幅な簡素化に繋がりま した。

港湾EDIシステムの更なる発展

【】は申請先の行政機関

平成15年7月、港湾EDIシステムとNACCS (税関手続)、入国管理手続システム (乗員上陸許可システム) を相互接続し、1回の入力・送信で港湾関連手続が完了するシングルウィンドウ化が実現しました。

更に、平成20年10月には、港湾EDIシステムを NACCSに統合し、関係6府省7システムの統一電子申

> 請で全ての手続が行えるように なりました。

> 平成25年10月には、FAINS (食品衛生)、PQ-NETWORK (植物検疫)、ANIPAS (動物検 疫)の各種システムをNACCS へ統合し、関係省庁システムの 一元化が実現しました。

入港通報【入管・検疫】 航路通報【海上交通センター】 船舶保安情報【保安部署】 入港前に必要な手続 入港前 保障契約情報【地方運輸局】 検疫通報【検疫所】 危険物荷役許可申請、事前通報、停泊場所指定願、 係留施設使用届、移動許可申請【港長】等 入港届【税関・入管・港長・港湾管理者】 入港時に必要な手続 入港 明告書【検疫】 移動時(前)に必要な手続 移動届【港長】 移動 出港届【税関・入管・港長・港湾管理者】 出港時(前)に必要な手続 出港 航路通報【海上交通センター】

図1 船会社からみた日本の港湾関連手続の流れ(主な流れのみ抜粋)

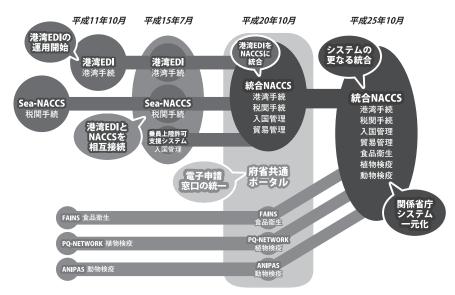


図2 港湾関連手続の電子化・簡素化の取り組み経緯

港湾EDIシステムの海外展開

世界の港湾においても港湾関 連手続の簡素化が進みつつあ り、近年では手続様式の統一化 から電子化へ重点が移りつつあ ります。また、国際会議 (IMO/FAL委員会) においても 各国における港湾関連手続の電 子化促進の議論が進められてい ます。しかし、ASEAN諸国で は制度や技術に関する知見が十 分にないため、港湾関連手続の 電子化が進んでいない国が多数 あります。そこで、ASEAN地 域の未導入国を対象に、我が国 の港湾EDIシステムの経験やノ ウハウを活用して、普及促進を 図っており、現在、ミャンマー において港湾EDIシステムの導 入プロジェクトが進められてい ます。

※EDI : Electronic Data Interchange